

特定都市河川流域内で 雨水浸透阻害行為を行う際は

許可が
必要！！

雨水の流出抑制のため許可が必要な場合があります

▶ 特定都市河川流域内の**宅地等以外の土地**において、**1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為**（宅地等※1 にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際は、大分県知事の許可が必要になります。

▶ 許可にあたっては技術的基準※2に基づいた**雨水の流出抑制対策**が必要になります。

▶ 許可を受けずに雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行った場合は、**罰則**があります。

※1 「宅地等」とは、土地の利用形態が宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場である土地のことです。宅地等以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。

※2 「雨水流出抑制設計技術基準(案)(大分県土木建築部河川課) 等

以下のような、雨水浸透阻害行為（1,000m²以上の場合）を行う際には・・・

例えば **耕地** など締め固められていない土地に **建物を建てる**

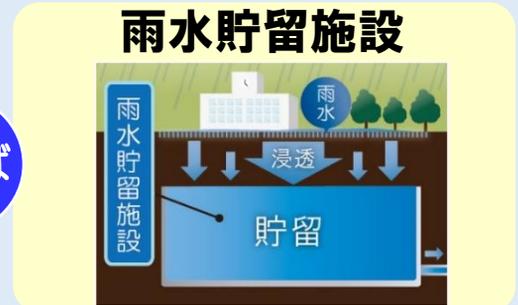
例えば **耕地** など締め固められていない土地に **駐車場を作る**

例えば **林地** など締め固められていない土地に **太陽光発電を作る**

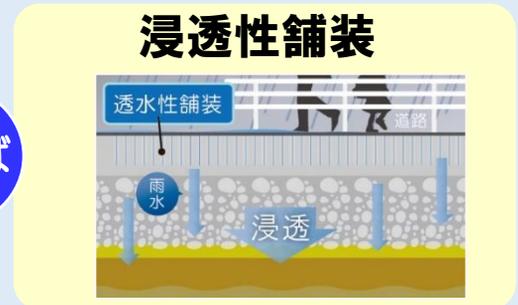
例えば **原野** など締め固められていない土地に **資材置場を作る**
※整地（締め固め）が伴う場合

雨水を貯留または浸透させるための対策が必要です。

例えば



例えば



例えば

